

製品カテゴリールール (PCR)

(認定 PCR 番号 : PA-930000-AT-05)

対象製品 : 文具・事務用品

Product Category Rule for

“Stationery Products • Office Supplies”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「文具・事務用品」を対象としたエコリーフ/CFP の算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日等	2023 年 5 月 10 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 神崎 昌之 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 <input type="checkbox"/> ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-930000 -AT-05	2023年5月10日	改訂 1-1 地理的範囲を追加
PA-930000 -AT-04	2023年1月6日	改訂 プログラム運営者住所変更
PA-930000 -AT-03	2022年4月1日	改訂 プログラム名称変更
PA-930000 -AT-02	2019年10月1日	改訂 運営者およびプログラム名変更
PA-930000 -AT-01	2019年4月22日	認定 (エコリーフと CFP プログラムの統合により、CFP プログラム「PA-BO-03 文具・事務用品（紙製品、ファイル・バインダー、筆記具類、オフィ家具を除く）【第3版】」および「PA-AS-03 筆記具類【第3版】」CFP-PCR を元に新規作成)

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	<p>この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「文具・事務用品」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。</p> <p>対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。</p> <p>本 PCR の地理的範囲は全世界とする。</p>
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	<p>「文具・事務用品」を対象とする。この PCR で対象とする「文具・事務用」とは、オフィス、学校および家庭などで使用される文具および事務用品のうち次の商品を除いたものを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高圧ガスを使用したスプレー式のもの（ダストブロワー、スプレーのりなど） ②使用段階において、エネルギーを消費するもの ③「日本標準商品分類 935 紙製品」に該当するもの <p>この PCR の対象商品の例を附属書 A（参考）に示す。</p>
2-2	機能	文具・事務用品の提供
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位（冊、枚、台、本、個もしくはパック）とする。詰め替え用テープなど交換可能な部品について、別売りされている場合は独立した表示単位とする。
2-4	対象とする構成要素	<p>次の要素を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品本体（中身及び容器包装） ・付属品（提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。） ・包装材料（提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。） <p>詰め替え用テープなどなど交換可能な部品などについて、別売りされている場合は独立した製品として取り扱う。</p>
3	引用規格および引用 PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	2019 年 4 月現在、引用する PCR はない。 包装に関する用語の定義について「JIS Z 0108 包装-用語」を引用した
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	<p>①ポストコンシューマ材料 製品（成型製品）として使用された後に、廃棄された材料または製品。</p> <p>②プレコンシューマ材料 製品を製造する工程（成型工程）の廃棄ルートから発生する端材などの材料または不良品であり、収集（回収物流）および分別などの再生工程を経た材料。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。</p> <p>③オフグレード品 プラスチックの原材料生産段階において、バージン品のポリマー生成段階で発生した規格外の材料のこと。</p> <p>④バージン品 プラスチックの原材料生産段階において、通常のポリマー生成工程を経て製造された規格内の材料のこと。</p>

		<p>⑤包装材料 包装、容器などに用いる材料。略して包材ともいう。[JIS Z 0108 包装-用語]</p> <p>⑥個装 物品個々の包装で、物品の商品価値を高めるため、または物品個々を保護するために適切な材料、容器などを物品に施す技術、または施した状態。また、商品として表示などの情報伝達の媒体にすることもできる。[JIS Z 0108 包装-用語]</p> <p>⑦内装 包装貨物の内部の包装で、物品に対する水、湿気、光、熱、衝撃などを考慮して、適切な材料、容器などを物品に施す技術、若しくは施した状態。[JIS Z 0108 包装-用語]</p> <p>⑧外装 包装貨物の外部の包装で、物品若しくは包装物品を箱、袋、たる、缶などの容器に入れ、または無容器のまま結束し、記号、荷印などを施す技術、または施した状態。パッキングともいう。[JIS Z 0108 包装-用語]</p> <p>⑨原材料 この PCR の対象商品における“原材料”的定義を附属書 C (規定) に示す。</p> <p>⑩中間製品 この PCR の対象商品における“中間製品”的定義を附属書 C (規定) に示す。</p>
5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階 <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 ・投入物を外部から調達する場合に使用される原材料・中間製品梱包材や輸送用資材の製造および輸送プロセスに係る負荷 ・完成品梱包に用いる副資材（段ボール封かん用のテープなど）に係る負荷 ・ロット番号の捺印に係る負荷 ・同敷地内の移動に係る負荷 ・倉庫での保管プロセスに係る負荷 ・マシンオイルなど生産設備および商品の潤滑剤に係る負荷 ・成型時の離型剤に係る負荷
5-3	ライフサイクルフ	附属書 B (規定) に一般的なライフサイクルフロー図を示す。算定時には、このライフサイクルフ

	ロー図	ロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。			
6	全段階に共通して適用する算定方法				
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。			
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。			
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。			
6-4	二次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。			
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。			
6-6	配分	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。			
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書D（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p> <p>【排出物の計上の取扱い】 一次データが収集できず、かつ妥当なシナリオが設定できない場合は、カットオフしてもよい。</p>			
6-8	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。			
7	原材料調達段階に適用する項目				
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ① 「樹脂部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス ② 「金属部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス ③ 「紙部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス ④ 「その他の部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス ⑤ 「包装材料」の製造および輸送に係るプロセス 			
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 「樹脂部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">活動量の項目名</th> <th style="text-align: center;">活動量の区分</th> <th style="text-align: center;">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名			

「樹脂部品の原材料(PP、PS、PC、POM、ABS等)」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」製造原単位
「水」「燃料」「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次または二次	「水」「燃料」「電力」 製造、供給および使用原単位
「樹脂部品の原材料」 製品生産サイトへの輸送量 (または燃料使用量) ※1	一次 またはシナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位
「排出物」 ※2		

(2) 「金属部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
「金属部品の原材料 (ステンレス、冷延鋼板、線材等)」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」 製造原単位
「水」「燃料」「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次または二次	「水」「燃料」「電力」 製造、供給および使用原単位
「金属部品の原材料」 製品生産サイトへの輸送量 (または燃料使用量) ※1	一次またはシナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位
「排出物」 ※2		

(3) 「紙部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名
「紙部品の原材料(上級印刷紙、板紙等)」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」 製造原単位
「水」「燃料」「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次または二次	「水」「燃料」「電力」 製造、供給および使用原単位
「紙部品の原材料」 製品生産サイトへの輸送量 (または燃料使用量) ※1	一次またはシナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位
「排出物」 ※2		

④ 「その他の部品の原材料」の製造および輸送に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「その他の部品の原材料（酢酸ビニルエマルジョン、NBR、ポリビニールホルマール等）」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」製造原単位
「水」「燃料」「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次または二次	「水」「燃料」「電力」 製造、供給および使用原単位
「その他の部品の原材料」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） ※1	一次またはシナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位
「排出物」 ※2		

⑤ 「包装材料」の製造および輸送に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「包装材料」 製品生産サイトへの投入量	一次	「容器包装」 製造原単位
「包装材料」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） ※1	一次またはシナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位

※1 次の項目を一次データとして収集する。

[燃料法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃料使用量」

[燃費法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃費」
- ・輸送手段ごとの「輸送距離」

[トンキロ法の場合]

- ・輸送手段ごとの「積載率」と「輸送負荷(輸送トンキロ)」

※2 排出物に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「廃棄物等」「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） ※1	一次またはシナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位

		大気・水圏・土壤への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 または シナリオ	—									
7-3	一次データの収集方法および収集条件	投入質量の把握の際、シート状の原材料については、原反寸法を把握し、単位面積あたりの質量を掛けて算出してもよい。											
7-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。											
7-5	その他	<p>【リサイクル樹脂の扱いについて】</p> <p>原材料の中で、リサイクル樹脂を使用している場合、次の一次データ（生産量、投入した廃棄物、その他副資材、ユーティリティ、水の種類と量、廃棄物の種類・量・処理方法）を収集することとする。一次データが入手困難な場合、リサイクル樹脂の処理プロセスに関する二次データを使用して算定してもよい。</p> <p>①ポストコンシューマ材料 ベール化等のリサイクルの準備プロセスが実施されたものをリサイクルペレット製造サイトまで輸送するプロセス、および“選別”、“洗浄”、“破碎”、“再ペレット化”等の処理プロセスについて一次データを収集する。</p> <p>②プレコンシューマ材料 ベール化等のリサイクルの準備プロセスが実施されたものをリサイクルペレット製造サイトまで輸送するプロセス、および“破碎”、“再ペレット化”等の処理プロセスについて一次データを収集する。</p> <p>③オフグレード品 バージン樹脂の製造に係る環境負荷に加え、ベール化等のリサイクルの準備プロセスを施された後のオフグレード品をリサイクルペレット製造サイトまで輸送するプロセス、および“再ペレット化”等の処理プロセスについて一次データを収集する。</p>											
8	生産段階に適用する項目												
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 中間製品の加工プロセス ② サイト間輸送プロセス ③ 完成品の加工・梱包プロセス											
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 中間製品の加工プロセス、③完成品の加工および梱包プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量 の区分</th> <th>活動量に乘じる 原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>①一次 または ②二次 ③一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原 単位</td> </tr> <tr> <td>「排出物等」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② サイト間輸送プロセス</p>			活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乘じる 原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	①一次 または ②二次 ③一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原 単位	「排出物等」 ※2		
活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乘じる 原単位の項目名											
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	①一次 または ②二次 ③一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原 単位											
「排出物等」 ※2													

		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																
		「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量） ※1	一次またはシナリオ	「各輸送手段」 輸送原単位																
		<p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。</p> <p>※2 排出物等については、7-2に準ずる。</p>																		
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
8-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
8-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
9	流通段階に適用する項目																			
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 「完成品」の輸送プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成品製造サイトからメーカー倉庫までの輸送に関わるプロセス ・メーカー倉庫から最終消費者までの輸送に関わるプロセス <p>②流通段階における、包装材料（内装、外装）の廃棄プロセス</p>																		
9-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①「完成品」の輸送プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「完成品」 輸送量（または燃料使用量） ※1</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②流通段階における、包装材料（内装、外装）の廃棄プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「包装材料（内装、外装）」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「包装材料（内装、外装）」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） ※1</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。</p> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。</p>				活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「完成品」 輸送量（または燃料使用量） ※1	一次またはシナリオ	「輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「包装材料（内装、外装）」 処理方法ごとの排出量	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「包装材料（内装、外装）」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） ※1	一次またはシナリオ	「各輸送手段」 原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																		
「完成品」 輸送量（または燃料使用量） ※1	一次またはシナリオ	「輸送手段」 輸送原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																		
「包装材料（内装、外装）」 処理方法ごとの排出量	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位																		
「包装材料（内装、外装）」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） ※1	一次またはシナリオ	「各輸送手段」 原単位																		
9-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		

	件																			
9-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
9-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
10	使用・維持管理段階に適用する項目																			
10-1	データ収集範囲に 含まれるプロセス	次のプロセスを対象とする。 ・消費者が購入した商品を使用するプロセス																		
10-2	データ収集項目	この PCR の対象製品は、使用時にエネルギーを消費しないため、使用・維持管理段階におけるデータ収集項目はない。																		
10-3	一次データの収集 方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
10-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
10-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目																			
11-1	データ収集範囲に 含まれるプロセス	①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス ②「廃容器包装、附属品」の廃棄・リサイクルプロセス																		
11-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量 の区分</th> <th>活動量に乗じる 原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済み製品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） ※1</td> <td>一次または シナリオ</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「廃容器包装、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量 の区分</th> <th>活動量に乗じる 原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃容器包装、付属品」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃容器包装、付属品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） ※1</td> <td>一次または シナリオ</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名	「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位	「使用済み製品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） ※1	一次または シナリオ	「各輸送手段」 原単位	活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名	「廃容器包装、付属品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃容器包装、付属品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） ※1	一次または シナリオ	「各輸送手段」 原単位
活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名																		
「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位																		
「使用済み製品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） ※1	一次または シナリオ	「各輸送手段」 原単位																		
活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名																		
「廃容器包装、付属品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位																		
「廃容器包装、付属品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量） ※1	一次または シナリオ	「各輸送手段」 原単位																		

11-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
11-4	シナリオ	【廃棄物等の処理方法に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
11-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
12	LCI 計算、インパクト評価に関する項目	
12-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
12-2	インパクトカテゴリおよび特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13	宣言方法	
13-1	製品の仕様	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-2	エコリーフ ライフサイクル影響評価結果	【必須記載事項】 以下の環境影響領域は記載しなければならない。 ・地球温暖化
13-3	エコリーフ ライフサイクル インベントリ分析 関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-4	エコリーフ 材料および物質に関する構成成分	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-6	CFP 算定結果	気候変動（特性化係数にはIPCC2013 GWP 100aを用いること）の結果を公開する。
13-7	追加情報 (エコリーフ/CFP共通)	【推奨表示内容の規定】 ・詰替え用テープなど交換可能部品を使用した場合の環境負荷削減効果（交換可能部品の環境負荷削減効果に関しては、交換可能部品が個別商品として検証を受けている場合に限ることとする。また、削減効果の表示は、補充品を1個使用した場合の本体と帆準品との環境負荷の差を表示することとし、補充品1個あたりの容量を明記する） ・商品の減量化・工場での使用エネルギーの削減などを行った場合の改善効果
13-8	その他エコデザイン関連情報 (エコリーフ/CFP共通)	【推奨表示内容の規定】 以下の事項を記載することが望ましい。 ・有害物質に関する情報 ・エコデザインシステム情報（ISO14001認定工場等） ・ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 ・環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC認証、エコマーク認定製品の使用等）

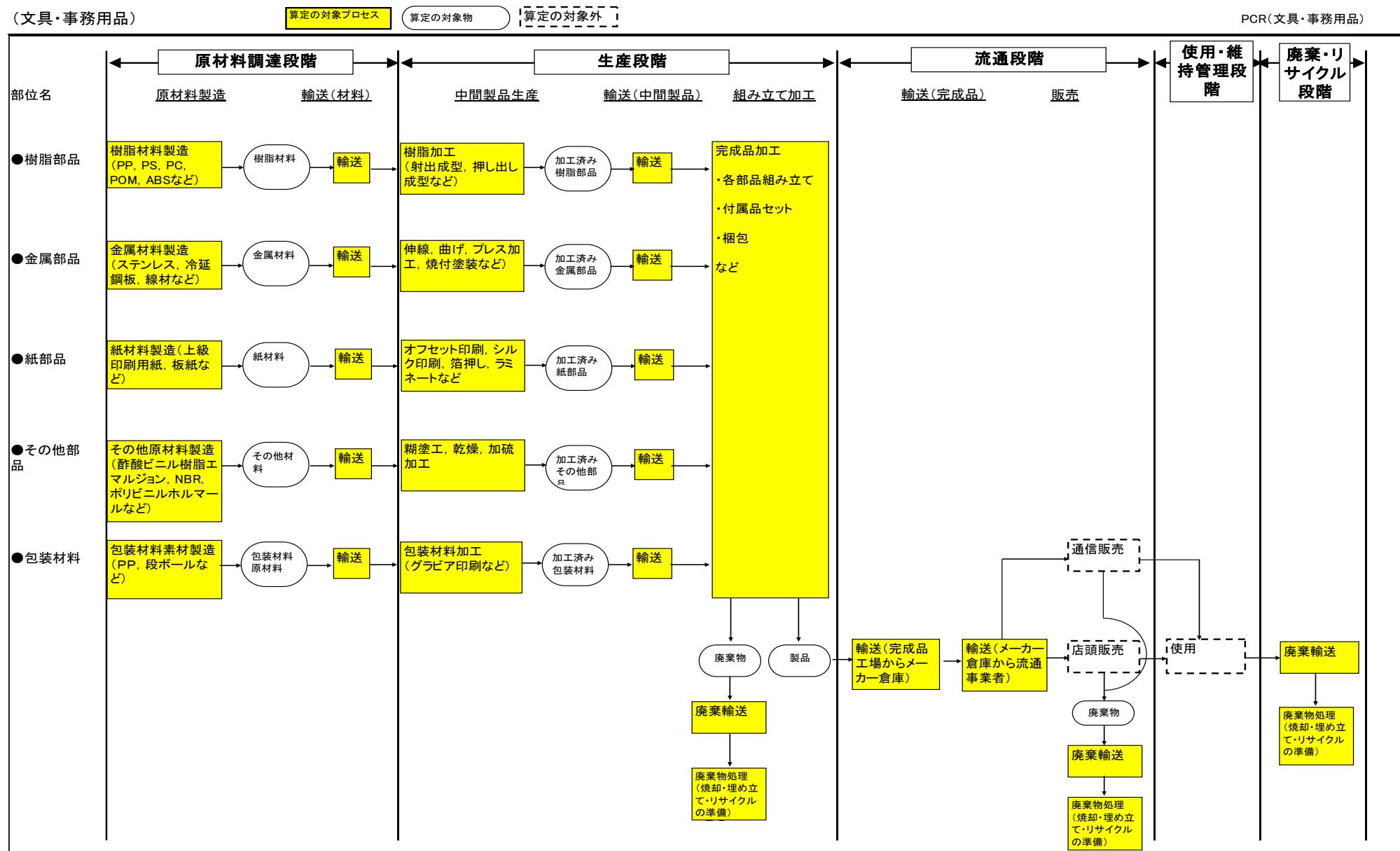
13-9	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
------	-----	----------------------------

附属書A このPCRの対象製品の例（参考）

商品呼称は”グリーン購入法(文具類)の手引 一般社団法人全日本文具協会作成”より引用



附属書B：ライフサイクルフロー図の例（参考）



附属書 C:原材料、中間製品および完成品の定義(規定)

この PCR では、原材料調達段階で製造される”原材料”、生産段階で発生する”中間製品”、および”完成品”について次のように取り扱う。

C.1 原材料

”原材料”とは中間製品(完成品)の加工で必要とされる「全ての」材料とし、この PCR では原材料調達段階として扱う。代表例を次に示す。

種類	原材料名
樹脂材料	ABS
樹脂材料	PE
樹脂材料	PET
樹脂材料	PET フィルム (T ダイ 製膜加工)
樹脂材料	POM
樹脂材料	PP
樹脂材料	PP フィルム (キャストフィルム加工)
樹脂材料	PS
樹脂材料	PVA
樹脂材料	PVC
樹脂材料	エチレン・プロピレン・ジエンターポリマー
樹脂材料	エポキシ樹脂
樹脂材料	ナイロン 6
樹脂材料	フェノール樹脂
樹脂材料	ポリアクリロニトリル纖維
樹脂材料	ポリウレタン (軟質)
樹脂材料	ポリエーテルポリオール
樹脂材料	ポリカーボネイト
樹脂材料	ポリブチレンテレフタレート
樹脂材料	メタクリル樹脂
樹脂材料	メラミン樹脂
樹脂材料	塩化ビニリデン樹脂
樹脂材料	高密度ポリエチレン (HDPE)
樹脂材料	再生ポリオレフィンペレット
樹脂材料	発泡ポリスチレン
金属材料	アルミ圧延品 (板材)
金属材料	アルミ押出品 (形材)
金属材料	アルミ押出品 (棒材)
金属材料	アルミ箔
金属材料	ステンレス鋼・線材

種類	原材料名
金属材料	ステンレス鋼板・冷延鋼板
金属材料	快削黄銅棒
金属材料	電気銅
金属材料	普通銅・線材
金属材料	普通銅・冷延鋼板
金属材料	洋白
紙材料	段ボール
紙材料	板紙
紙材料	洋紙
紙材料	上級印刷紙
紙材料	再生上質紙
紙材料	上質塗工紙
紙材料	中質微塗工紙
紙材料	未晒包装紙
紙材料	新聞用紙
紙材料	外装用ライナー
紙材料	中しん原紙
紙材料	高級白板紙
紙材料	特殊白板紙
紙材料	塗工白ボール
化学品	エチレン酢酸ビニル共重合体
化学品	キシレン
化学品	グラビアインキ
化学品	にかわ
化学品	ビスフェノール A
化学品	フタル酸ジオクチル
化学品	プロピレングリコールメチルエーテル
化学品	ポリ酢酸ビニルエマルジョン
化学品	メチルイソブチケトン(MIBK)
化学品	平版インキ

C.2 中間製品

”中間製品”とは、”原材料”に何らかの加工が付加された部品のことをさし、その加工プロセスを生産段階として扱う。次に代表例を示す。

＜各部品＞

”原材料”に射出成型、プレス成形、糊塗工などの加工が施されたもの。

名称は製品によって異なるため、代表例を下記に示す。

＜付属品＞

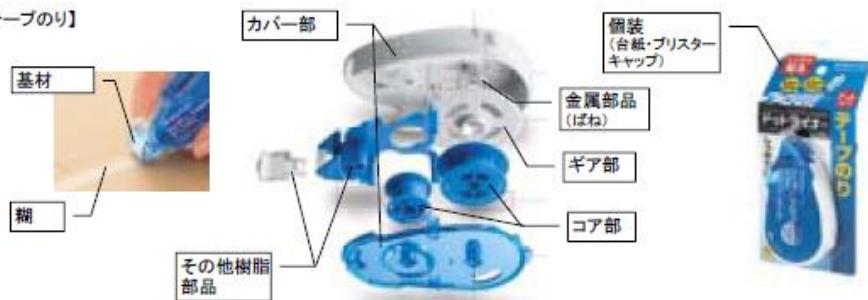
”原材料”にオフセット印刷などの加工が施されたもの(例:取り扱い説明書など)。

<個装>

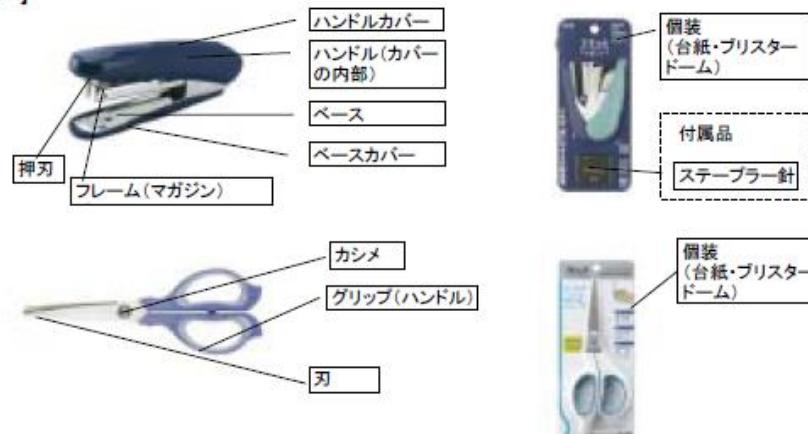
物品個々の包装で、物品の商品価値を高めるため、または物品個々を保護するためのもの(”原材料”にグラビア印刷、プロー成型、トムソン抜きなどの加工が施されたもの)。

(中間製品の例)

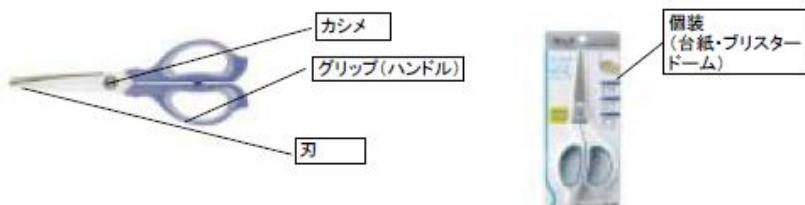
【テープのり】



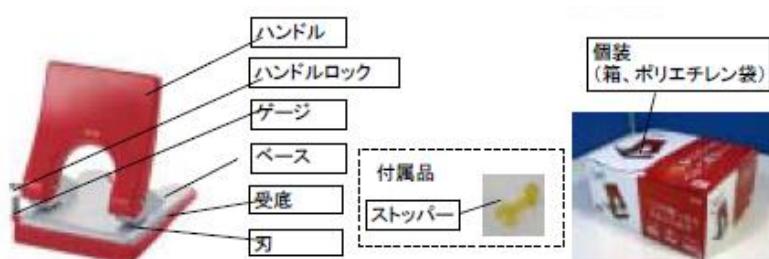
【ステープラー】



【はさみ】



【パンチ】



【ゼムクリップ】



【漫透印】



C.3 完成品

”完成品”とは、販売単位に含まれる「全ての」付属品、容器包装を含む、”原材料”、”中間製品”を完成加工したもの。

附属書 D:輸送シナリオ(規定)

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

D1. 輸送距離

- 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50 km
- 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km
- 県間輸送の可能性がある輸送の場合:500 km
- 特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km
- 海外における陸送距離:500 km
- 港→港:港間の航行距離

D2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階	<p>①原材料の輸送(原材料メーカー⇒中間製品サイト[完成品サイト])</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p> <p>②原材料の輸送(海外での国内輸送)</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p> <p>③ リサイクル樹脂の輸送(廃棄物発生元⇒回収業者⇒リサイクルペレット製造サイト)</p> <p>(リサイクルペレット製造サイト⇒中間製品サイト[完成品サイト])</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p>
生産段階	<p>中間製品の輸送(中間製品サイト⇒完成品サイト)</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 25 %</p> <p>生産段階で発生する廃棄物の輸送</p> <p><輸送距離> 100 km <輸送手段> 2トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p>
流通段階	<p>※「完成品サイト」から「メーカー倉庫」間(メーカー倉庫間の移送も含む)</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 25 %</p> <p>※「メーカー倉庫」⇒「流通事業者」⇒最終消費者</p> <p><輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 4トントラック(軽油) <積載率> 25 %</p> <p>流通段階で発生する廃棄物の輸送</p> <p><輸送距離> 100 km <輸送手段> 2トントラック(軽油) <積載率> 50 %</p>
廃棄・リサイクル段階	ごみ集積所から処理施設までの輸送 <輸送距離> 50 km

<輸送手段>

4 トントラック(軽油)

<積載率>

50 %